新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例

　手話言語は、ろう者が意思疎通を図る上で音声言語と等しく必要な言語であり、障害の有無を超えて互いの意思を伝え合うための架け橋となるものである。言語を用いて意思疎通を図ることは、互いの気持ちを理解し、また、知識を蓄え、文化を創造するための重要な行為であり、その機会は権利として保障されるべきものである。私たちは、ろう者にとって手話言語が日常生活や社会生活を送る上で必要不可欠な言語であることを深く理解し、その普及に努めていかなければならない。

　また、障害者ごとに障害の特性や置かれている状況は異なっており、意思疎通のための手段や情報を取得するための手段について、障害者が自らの意思で選択することができる環境の整備を進めていくことが重要である。誰もが自ら選択した手段により意思を伝え合うことができ、かつ、開かれた繋がりのある社会を目指していかなければならない。

つな

　新宿区は、首都東京の中心にあり、進取の気風に富んだ街である。様々な人々が行き交うこの街において、障害の有無を超えて人々が繋がり、誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けていくことができる共生社会の実現のために、これまでの取組に加えて新しい風を送り込んでいく決意を込め、ここに、この条例を制定する。

　（目的）

第1条　この条例は、手話言語への理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関し基本理念を定め、新宿区（以下「区」という。）の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障害者の意思疎通の充実を図り、もって障害の有無にかかわらず誰もが互いの人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けていくことができる共生社会の実現に資することを目的とする。

　（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　⑴　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

　⑵　手話言語　手及び指、体の動き、顔の表情等を組み合わせて視覚的に表現する言語であって、独自の語彙及び文法体系を持つものをいう。

　⑶　障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段　手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、平易な表現、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障害者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通のための手段をいう。

　⑷　区民　区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び区内に存する学校に在学する者をいう。

　⑸　事業者　区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

　（基本理念）

第3条　手話言語は、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で必要不可欠な言語であり、音声言語と同等に扱わなければならない。

２　障害者が情報を取得し、又は自らの意見を発信するに当たっては、障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を自由に選択することができる権利が最大限に保障されなければならない。

　（区の責務）

第4条　区は、前条の規定による基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語への理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

　（区民の役割）

第5条　区民は、基本理念への理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

　（事業者の役割）

第6条　事業者は、基本理念への理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、事業を行うに当たり、障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を利用することにより、障害者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

　（施策の推進）

第7条　区は、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

　⑴　手話言語への理解の促進及びその普及に関する施策

　⑵　障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の選択の機会の確保に関する施策

　⑶　その他区長が必要と認める施策

２　区は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たっては、新宿区障害者計画及び新宿区障害福祉計画との整合性を図るものとする。

　（意見の聴取）

第8条　区長は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するに当たり、必要があると認めるときは、障害者その他の関係者から意見を聴取するものとする。

　（委任）

第9条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。